

真の分権型社会の実現による都市自治の確立等 に関する提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 本年度から開始した提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 農地転用をはじめ土地利用に係る権限移譲や義務付けをはじめとして、これまでの改革において実現に至らなかった事項について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

5. 指定都市をはじめとする大都市等が自立的な都市運営が行えるよう、包括的な権限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。
6. まちづくりを主体的に実施するうえで、土地に対する多重な規制が支障になっていることから、地域の実情に応じた土地利用を可能とするため、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関連法制の統一に向けた検討を早期に開始すること。
7. 国の出先機関改革については、地域の実情に精通している都市自治体と十分協議を行うこと。また、事務権限を移譲する場合は、税財源と一体的に移譲するとともに、人員の移管について都市自治体と十分協議すること。
8. 人口減少問題は、社会保障の持続性の危機等、あらゆる分野に影響が生じる深刻な問題であることから、国においては、この問題に対する抜本的かつ実効性のある対策を講じること。
9. 人口減少対策については、総合的・長期的視点から人口減少対策等に関する統合的ビジョンを早急に作成し、国民に示すとともに、同ビジョンに基づいた法制整備や税制措置等を講じること。
10. 大規模災害の発生等の有事における国家機能の維持・強化を図る観点等から、多極分散型国土の形成を促進すること。
11. 地域活力の向上を目指し、U J I ターンの促進を図ること。また、地方への定住に関する支援策を積極的に講じること。
12. 道州制については、国民生活に多大な影響を与えるものであることから、検討状況や改革後の姿等について情報を広く公開し、都市自治体及び国民に不安が生じることのないようにすること。
13. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。

また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

14. 定住自立圏構想推進要綱における定住自立圏の要件を満たさない地域に対して、広域連携に係る積極的な支援措置を講じること。

また、定住自立圏施策を法制化し、制度としての基盤を確立するとともに、中心市をはじめとした定住自立圏形成に取り組む地域に対し、圏域における役割に応じた十分な財政措置を講じること。

15. 地方中枢拠点都市制度については、地方拠点都市地域の現状や課題を把握するとともに、地方中枢拠点都市となる都市及びその近隣の自治体に対し、十分な財政措置を講じること。

16. 住民訴訟制度における首長等の賠償責任については、責任要件を「故意又は重大な過失があったとき」に限定するとともに、首長等の個人が負担する損害賠償額に限度額を設けるなど、制度の改正を図ること。

17. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

さらに、地方議会議員年金制度の廃止に伴う経費など、国の施策によって生じる負担は、全額国費で措置すること。

18. 少子高齢化等により、国民の負担はますます重くなっている現状において、歳出削減について国権の最高機関である国会自らが範を示すべきであることから、有識者等で構成する第三者機関における検討を踏まえ、更なる国会議員の定数削減を行うこと。

19. 国の遊休施設を都市自治体が無償で利用できるようにすること。

給与制度に関する提言

給与制度について、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地域の民間賃金水準を踏まえた俸給水準の引下げ等を内容とする人事院勧告が行われ、地方と都市部の公務員給与のみならず、公務員給与に準じた給与体系を備えている民間事業所等も含め、官民を通じた地域間における給与水準の格差拡大が強く懸念される場所である。

これまでに給与の抑制や人員の削減など、国に先んじて大幅な総人件費の削減に取り組んできている都市自治体の実状を十分考慮し、地方と都市部の公務員給与水準の格差が一層拡大することがないように適切な措置を講じること。

2. 地方公務員の給与は、地方が条例により自主的に決定すべきものであることから、地方固有の財源である地方交付税を国の政策誘導手段として利用するなどにより、国による一方的な給与削減要請を行わないこと。

また、地方公務員の給与制度の検討に当たっては、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方との十分な協議を行うとともに、地方の自主性を尊重すること。

社会保障・税番号制度の円滑導入のための地方自治体支援等 に関する提言

社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 番号制度導入及び運用に係る経費については、番号カードの作成・交付やクラウドへの移行等も含め、原則として全額を国において適切に措置すること。

特に、システム導入及び改修に係る経費については、国が設けた想定事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じること。

2. 番号制度の導入を円滑に進めることができるよう、都市自治体と十分な協議・調整を行い、ガイドラインやシステムの詳細な仕様等を早急に都市自治体へ情報提供するとともに、国民への周知徹底等を図ること。

また、システムの仕様等については、休日開庁等への対応についても十分配慮すること。

3. 個人番号カードの普及促進のため、個人番号カードの無償交付、申請・交付手続きの簡素化等、必要な措置を講じること。

4. 番号制度については、ICT政策と一体的に推進するとともに、府省庁の枠組みを超えた社会基盤システムとして整備すること。

また、国民に正確な情報を提供しながら、利用範囲の拡大について検討を行うこと。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援等に関する提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報化の推進

(1) 情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤設備については、通信事業者への譲渡を可能とするとともに、維持管理や更新について、必要な財政措置を講じること。

また、情報通信格差是正事業補助金等を活用して整備した地域イントラネット及びケーブルテレビ事業（都市自治体出資の第三セクターも含む）の情報通信設備機器の更新に対し、財源措置を講じること。

(2) 過疎地においても、超高速ブロードバンドサービスを提供するための設備を設置できるよう、情報通信利用環境整備推進交付金については、審査基準要件を緩和すること。

2. 地上デジタルテレビ放送を全ての市民が受信できるようにするため、国または放送事業者が事業主体となり、中継局の整備並びに共聴施設の整備・改修など受信環境整備を促進するとともに、過疎地等における共聴施設等の整備に伴い必要となった電柱共架料について、負担軽減措置を講じること。

また、今後、新たに難視聴世帯が認められたときに備え、共聴施設新設及び個別受信対策に係る支援制度を継続すること。

安全対策の充実強化等に関する提言

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北朝鮮による拉致問題について、拉致被害者の情報収集及び全員の安全確保と一刻も早い帰国の実現に向けて、全力で取り組むこと。
また、拉致の可能性が排除できない特定失踪者について、全容解明に向けて調査を徹底すること。
2. 駐留軍等の再編に係る交付金制度における交付期間の延長、及び防衛施設周辺的生活環境の整備等に対する支援制度の充実を図ること。
3. 米軍機による低空飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うとともに、騒音被害等が解消されるよう必要な措置を講じること。
また、騒音被害等が解消されるまでの間についても、騒音測定器の客観的数値による騒音の状況などを踏まえ、騒音や安全性に対する住民の不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講じること。
さらに、MV-22 オスプレイの安全性について、国が責任を持って住民に説明するとともに、飛行訓練については、関係する自治体に十分な説明を行い、その自治体の意向を十分に尊重すること。
4. 街路灯等のLED化推進に対する支援制度について、自治会等が維持管理する街路灯等も対象とするなど、制度の充実を図るとともに、LED照明器具の製品規格標準化に向けた取り組みを更に推進すること。
5. 市民生活の安全・安心の確保と暴力団などが敢行する事件の早期検挙等のため、警察による防犯カメラの整備を進めるとともに、街頭防犯カメラを設置する自治体に対し継続的な財政措置を講じるなど、防犯施策の一層の推進に努めること。
6. 自殺対策事業については、自殺者数の減少に向け、心の健康づくりや相談業務の体制整備等に長期的かつ積極的に取り組む必要があることから、地域自殺対策緊急強化

基金を恒久化するなど、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

また、国・地方を挙げた総合的なセーフティネットの構築について、積極的な検討を進めること。

7. 「毒物及び劇物取締法」等の関係法令の強化など、合法ハーブ等と称して販売されている薬物（いわゆる危険ドラッグ）等について、青少年の薬物乱用及び暴力団による密売等に対する取締体制を強化すること。

また、危険ドラッグ等の危険性・有害性について国民への啓発を強化すること。

合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併特例法及び合併新法等に基づき合併した市町村に対する普通交付税の合併算定替等の財政措置については、特例措置の期間の延長を行うとともに、合併により広域化・多様化した合併市町村特有の財政需要をかんがみ、適切な財政措置を講じること。
2. 合併特例債については、公共施設の維持補修等、新たな地域課題に対応できるよう、充当範囲の拡大を図るとともに、現下の建設事情を取り巻く状況にかんがみ、特例期間を延長すること。

過疎対策等の推進に関する提言

過疎対策等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備や公共施設等の更新及び長寿命化を図るため、辺地及び過疎対策事業債の所要額を確保すること。
2. 過疎地域において、個人または法人が製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業（コールセンター）の用に供する施設を新增設した場合の特別償却制度について、その適用期限を延長すること。

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住民票の写しや戸籍謄本等の交付事実を本人に通知する制度とすることや、本人を含めた全ての請求における請求事由の明示、職務上の疎明資料等の添付の義務付け、不正請求に対する一層の罰則強化を行うなど、個人情報保護のさらなる充実を図ること。
2. 住民基本台帳ネットワークシステムの改修や維持管理に対し、十分な財政措置を講じること。また、住民基本台帳カードの普及を促進するため、多目的利用環境の整備のための財政措置を講じること。なお、コンビニ等での各種証明書交付サービスについては、特別交付税算入措置を継続するなど、引き続き必要な財政措置を講じること。
3. 戸籍受附帳の磁気ディスク化に伴い都市自治体が負担する経費について、財政措置を講じること。

定住外国人施策の充実に関する提言

定住外国人施策の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 外国人住民が地域社会と共生できるよう、日本語、文化、ルール等を学習する制度を構築するとともに、都市自治体を実施している事業に対し、十分な財政措置を講じること。
2. 多文化共生を推進するため、外国人労働者を雇用する企業に対して、日本語や日本の生活習慣、納税制度等に関する研修を義務化するとともに、就労条件の改善にむけた必要な措置を講じること。

人権擁護の推進等に関する提言

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 基本的人権を尊重するため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を実効性のあるものとする。
2. 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、被害者を救済するため、実効性のある人権擁護・人権救済制度を早期に確立すること。
3. インターネット上における人権侵害を予防するため、プロバイダ責任制限法等法令を見直すなど、実効性のある制度を確立すること。

北方領土の早期返還、竹島に関する啓発活動等の推進に関する提言

北方領土の早期返還及び竹島に関する啓発活動等の推進のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北方領土の早期返還について

- (1) 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
- (2) 北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還要求運動を次の世代に引き継いでいくため、青少年教育と後継者育成に努めること。
- (3) 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づく施策の予算化や事業の実施を推進すること。
- (4) 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問などの着実な推進と、日本の法的立場を害さない形での北方四島における共同経済活動の検討を積極的に進めること。
- (5) 北方領土周辺海域における安全操業の円滑な実施について万全を期すこと。

2. 竹島に関する啓発活動等の推進について

竹島問題に対して毅然とした対応を取るとともに、竹島問題や、国境離島が果たしている役割などを国民に啓発する施設を設置すること。

地籍調査及び統計調査等の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査等について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を円滑に推進するため、必要かつ十分な財政措置を講じること。
2. 国勢調査等の統計調査に係る都市自治体への委託費の算定については、地域の実情等に配慮するとともに、調査が円滑に実施できるよう、所要額を適正に措置すること。
また、基幹統計調査業務を国直轄調査の方法へ拡大・移行するとともに、統計調査の民間委託を推進することにより、都市自治体の負担軽減を図ること。
3. 空き家や森林の土地など、所有者が不明である不動産については、所有者の特定のために膨大な時間と労力を要することから、所有権に関する登記を義務化すること。
また、森林の土地については所有者の届出が義務付けられているが、届出が確実に履行されるよう制度の改正を図ること。
さらに、所有者が不明である不動産については、行政が一定の手続を経ることにより、使用権の設定等の手続を進めることができるよう、必要な措置を講じること。
4. 公共事業の用地取得を円滑に進めるため、次の施策を講じること。
 - (1) 起業者である市町村長が成年後見の申立てができるようにすること。
 - (2) 申立人の負担が軽減するよう、起業者である市長村長が申立てに係る費用を負担できるようにし、成年後見登記に係る登記事項証明書の公用請求を認めること。

選挙制度に関する提言

選挙制度について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国政選挙に係る経費については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の改正により基準額が減額され、経費不足が生じていることから、再度適正に算定基準の見直しを行うこと。
また、ICTの活用による効率化や選挙運動に係る公費負担及び投票時間のあり方等について検討を行い、選挙に係る経費の軽減を図ること。
2. 市町村合併に伴い、市内において衆議院小選挙区が分割されている状況があることから、分割状態が解消されるよう見直しを行うこと。
3. 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査における期日前投票の期間及び不在者投票期間が異なることは、選挙人に理解されにくく、事務執行が煩雑となることから、統合的に見直すこと。

郵政事業の維持及び改善に関する提言

郵便局の業務については、地域振興・地域再生の拠点となる郵便局のネットワークを維持するとともに、郵便・貯金・簡易生命保険のユニバーサルサービスの提供を確実に実施し、地域住民の利便性を大きく損なうことのないよう運営すること。

また、過疎地域を抱える都市自治体の住民サービスに支障を来すことのないよう、特段の配慮を図ること。

都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

(1) 地方の財政自主権の拡充及び税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

- ① 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- ② 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

(3) 税制改正に関する地方の意見の反映

地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

2. 社会保障制度の安定財源を確保するための消費税率の引上げ

消費税率（国・地方）の引上げについては、持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保する観点から、平成27年10月からの措置についても法の規定に基づき適切に対応すること。

また、消費税の軽減税率制度の導入については、対象品目選定の公平性、困難性等様々な課題があることから慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、都市自治体の社会保障財源に影響を与えることのないよう適切に対処すること。

3. 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要

な財源となっている。したがって、その実効税率を引き下げ場合は、法人関係税に係る課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、都市自治体の歳入に影響を与えないこと。

4. 地方法人課税の偏在是正に当たっての都市自治体の意見の反映

消費税率（国・地方）10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

今回の法人住民税法人税割の交付税原資化については、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであり、これを地方一般財源の不足に対する確保策としないこと。

5. 固定資産税の安定的確保

(1) 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

とりわけ償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

(2) 平成27年度評価替え時において、土地評価額の上昇に対応するため平成6年度に拡充された課税標準の特例措置については、合理性等の観点から必要な見直しを図ること。商業地等の負担調整措置については、据置措置など、負担の公平性を図る観点から見直すこと。

(3) 家屋の評価方法は、その複雑さから、納税者の理解を得にくく、その事務量が膨大になっていることから、家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。

(4) 無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健施設利用事業に係る固定資産税の非課税措置について、生活保護法による保護を受けている者は、医療扶助等が講じられていることから「無料又は低額診療患者の割合」及び「無料又は低額利用に係る入所者の割合」の算定の対象から除外すること。

(5) 地方税法第408条の規定による固定資産の実地調査については、市町村の評価事務上の期間的な制約等を考慮し、当該調査を補完するため、土地及び家屋においては、その用途等に異動が生じた場合、その所有者に申告させることができる旨の規

定を設けること。

6. ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

7. 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている重要な財源であることから、消費税率（国・地方）10%段階における車体課税の見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

8. 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保

地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

9. 都市税財源の充実強化

(1) 個人住民税

- ① 都市自治体が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するため、個人住民税の都市自治体への配分を充実させること。
- ② 個人住民税の本来の性格を踏まえ、新たな政策的控除の導入は原則として行わないこと。

また、現在導入されている各種控除についても課税の公平・中立・簡素等の観点から見直すこと。

(2) 法人住民税

- ① 法人の活動と都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性等にかんがみ、法人住民税の都市自治体への配分を充実すること。
- ② 法人住民税均等割については、広く住民が地域社会の費用を分担するものであ

り、地方分権を支える重要な税であるという性格や長期にわたり見直しがされていない現状及び制限税率の適用状況を踏まえ、税率を見直すこと。

- ③ 日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来たす等の問題があるので、安定した税収入を確保できるよう、これらについて抜本的な見直しを行うこと。

(3) 地方たばこ税

地方たばこ税は、偏在性が小さい税であり、地方にとって重要な財源であることから、厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行のたばこ税の国と地方の配分割合1：1を堅持すること。

(4) 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税であり、これら事業の財源を確保するため、引き続き制度の維持を図ること。

(5) 基地交付金・調整交付金及び国有資産等所在市町村交付金

① 基地交付金・調整交付金

基地交付金・調整交付金については、市町村の固有の税源である固定資産税等の代替的性格を有するものであることから、一般行政施策と同列視して減額することなく、十分な予算額を確保すること。

② 国有資産等所在市町村交付金

ア 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を有していることから、固定資産税相当分を適正に算定すること。特に、建物、工作物等の算定に当たっては、耐用年数等一定期間経過後も固定資産税と同様の最低限度価格相当率を維持すること。

また、市町村長が当該交付金額の算定のために行う国有財産台帳の閲覧の請求等については、柔軟に対応すること。

イ 都市計画区域に所在する、国有資産等所在市町村交付金の対象資産については、都市計画税相当分も交付金に反映すること。

(6) 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に固定資産税等の非課税及び課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

(7) 大都市等の事務配分の特例に対応した税制の充実強化

事務配分の特例により、都道府県の事務・権限が大都市等に移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であり、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、真の分権型社会の確立のためにも、都道府県税からの税源移譲により、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

(8) 年金保険者からの特別徴収対象者情報等の通知期日の改善

地方税法に定められている年金保険者からの都市自治体への特別徴収対象者情報等の通知期日については、納税義務者に税額通知を行う時期を考慮し、現行より早めるよう見直すこと。

(9) 地方税法の改正時期等

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

また、その改正内容について、都市自治体に対して詳細な情報提供を行うこと。

(10) 軽自動車税の標準税率の引上げ

軽自動車税については、30年ぶりに標準税率の引上げが行われたところであり、軽四輪等については、与党税制改正大綱において軽課について検討をすることとされているが、その検討に当たっては、都市税源の確保に十分に留意すること。また、二輪車に係る軽自動車税の標準税率の引上げについては、既に条例改正を行い、準備を進めているところであり、改正地方税法の規定のとおり、平成27年度から確実にすること。

10. ふるさと納税

ふるさと納税制度については、その積極的な活用により、地域活性化やIターン・Uターンを始めとする人口減少対策等に資する効果も期待されることから、住民税の本来の性格にも配慮しつつ、控除額の上限等について検討すること。なお、寄附に対する謝礼としての特典の提供については、ふるさと納税制度の趣旨等を踏まえて、節度ある運用が求められるところである。

11. 社会保障・税番号制度の円滑な導入に当たっての対応

社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるため、都市自治体と十分な協議・調整

を行い、都市自治体へ情報提供を行うとともに国民への周知徹底を図ること。

12. 電磁的方法による確実なデータ提供等

(1) 市税の賦課決定に当たり、市が所得情報を効率的に捕捉できるよう、国税連携ネットワークシステム等により、必要な情報（生命保険契約・損害保険契約等に係る年金等、商業登記簿情報等、また、確定申告書様式の第二表の情報については数値データ化したもの）を電磁的方法により提供すること。

また、国税連携ネットワークシステムによる所得税の確定申告情報の提供については、年度末までに行うこと。

(2) 国等が提供する税務情報の仕様等を創設、変更するに当たっては、都市自治体の意見を十分反映すること。特に軽自動車に関する検査情報の提供システムの導入については、そのスキーム及び所要額が不明であることから、早急に関係機関と調整し、詳細を都市自治体に示すこと。

また、税制改正等に伴う都市自治体のシステム開発等に係る経費については、必要な財政措置を講じること。

地方交付税の総額の確保に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
2. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。
3. 基準財政需要額の算定及び見直しに当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、人口動態の変化や行政区域の拡大、市街地の分散化等新たな市町村の姿を的確に反映し、算定方法の再構築を図ること。
4. 地方交付税は地方共有の固有財源であることから、国の政策誘導手段として用いるようなことは厳に行わないこと。
5. 基準財政収入額の算定に当たっては、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合、適切な補てん措置を講じること。
6. これまで発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、不交付団体を含め、確実に財源措置を講じること。
7. 特別交付税の算定に当たっては、各都市自治体の特別な財政需要に十分配慮すること。

国庫補助負担金改革の推進に関する提言

国庫補助負担金改革に当たっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き廃止し、税源移譲を行うこと。

また、地方の自由度の拡大につながらない補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁は断じて行わないこと。

なお、制度の見直しに当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

2. 都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう補助率、補助単価等を実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。

また、財政力指数による補助率の差異を解消すること。

3. 国庫補助負担金を受けて整備された公共施設の廃止・解体、目的外転用などの処分について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう一層の弾力化を図ること。

4. 国の都市自治体を介することなく交付する補助金等については、都市自治体が計画的、効率的な行財政施策を展開するうえで国と重複した事業をできる限り避けるため、都市自治体の求めに応じて情報提供するなど適切に対応すること。

地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 起債充当率の引上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図るとともに、元利償還金に対する財政措置の充実を図ること。
また、平成 27 年度で終了となる退職手当債の時限措置の延長と、調整債（不交付団体）の対象経費の拡大を図ること。
3. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、不交付団体を含むすべての団体を対象とし、資金区分、年利等の対象要件を緩和したうえで、措置を再度実施すること。
また、公的資金補償金免除繰上償還を行った団体について、財政融資資金における新規貸付停止の要件を撤廃すること。
4. 平成 26 年度に創設された公共施設等の除却に係る地方債の特例措置について、必要な地方債資金を確保するとともに、当該地方債の元利償還金に対する交付税措置を講じること。

安定的な地方財政運営の確保等に関する提言

安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体は、安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、予見可能性の向上が必要であり、国は、地方財政の展望を早期に提示すること。
2. 国の責任において実施されるべき新たな制度創設や制度改正に当たっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担や事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。
3. 消費税率引上げの動向により、仮に、臨時福祉給付金のように課税状況を基準にして給付措置を実施する場合は、支給者が支給審査のために課税情報を円滑に活用できるよう必要な立法措置を講じること。
4. 直轄事業負担金に係る地方債について、元利償還金に係る交付税算入率の拡充を図るとともに、財政健全化法の健全化判断比率に影響を及ぼすことのないよう、実質公債費比率及び将来負担比率の算入から除外すること。
5. 今後の地方公会計の整備については、固定資産台帳の整備はもとより、統一的な基準による財務書類の作成が要請される予定であることから、標準的なソフトウェアを開発し都市自治体に無償で提供するなど、地方公会計システムの導入・改修に関する経費も含め、十分な技術的・財政的支援措置を講じること。
6. 平成 27 年度で期限切れとなる公営競技納付金制度については、公営競技施行団体の経営状況にも配慮しつつ、延長を図ること。

地方創生の実現に向けた財源の充実に関する提言

人口減少対策は、我々都市自治体が、危機感を持って取り組まなければならない喫緊の課題である。地方創生の実現に向け、都市自治体が安全で安心できる快適で利便性の高いまちづくりや地域コミュニティの維持・活性化等に積極的に取り組むことができるよう、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方創生の実現に向け、地方の創意工夫を最大限に活かしながら、人々のライフステージに応じた総合的な対策を実施できるようにするため、都市自治体が自主的・自立的に活用できる財源（包括的交付金など）を創設すること。
2. 地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう地方単独事業を含めた必要な歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税の充実を図ること。

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

2. 低所得者対策等について

(1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,300億円は確実に確保すること。

(2) 認知症対応型共同生活介護について、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。

(3) 居宅での介護が困難な低所得高齢者について、住まい確保支援策を拡充すること。

3. 次期制度改正について

次期制度改正に当たっては、特に次の事項について、適切な措置を講じること。

(1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図ること。

また、地域において医療・介護等関係機関の連携や態勢の構築が図られるよう、情報提供を行うとともに、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

さらに、地域包括支援センターの円滑な運営を図るため、主任介護支援専門員等の人員配置について、国の基準を充たすために必要な経過措置や緩和措置を講じるとともに、人件費に係る財政支援を拡充すること。

(2) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、都市自治体の財政力や基盤整

備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

- ① 新しい総合事業を円滑に実施するため、都市自治体への財政支援等の充実を図るとともに、都市自治体の財政状況等により事業の実施に格差が生じることのないよう、人材や受け皿の確保に係る広域調整に必要な財政措置を講じること。

また、生活支援サービス等を担うNPO等は、地域により偏りがあることから、適切な支援と弾力的な対応を図ること。

- ② 新しい総合事業について、過度な利用者負担の増や入所規制等のサービス低下が生じないように、移行に伴い増加が見込まれる人件費に財政措置を講じること。
- ③ 事業費の上限については、都市自治体において多様な事業の実施が求められていることを勘案し、地域の実態等を踏まえ、弾力的なものとする。
- ④ 地域支援事業への移行に当たっては、早期に国民や事業所への周知徹底を図るとともに、円滑な導入と効率的な事業実施のため、都市自治体の意見を十分反映すること。

また、速やかな情報提供、指針の提示、先進事例の周知、研修の実施等、十分な支援を行うこと。

- ⑤ 認知症関連事業について、地域支援事業への移行後も補助制度を維持すること。
- (3) 軽度の要介護者に係る特別養護老人ホームへの入所については、地域の実態を十分検証したうえで、具体的な指針を示すこと。
 - (4) 小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行及び居宅介護支援事業所の指定権限の都市自治体への移譲については、地域により介護基盤の態様が異なることや、新たな事務が発生することを踏まえ、財政措置を含めて十分な支援を講じること。
 - (5) 一定以上所得者の利用者負担の引上げに当たっては、都市自治体の事務負担に配慮すること。

4. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

また、現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、国の責任において早急に適切な措置を講じること。

- (2) 介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置を拡充するとともに、事業所の勤務環境の改善を図ること。

(3) 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、弾力的な活用を図ること。

5. 第1号保険料について

(1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。

(2) 特別徴収された介護保険料について、被保険者を扶養する親族の社会保険料控除の対象とすること。

6. 要介護・要支援認定について

要介護・要支援の認定有効期間について、延長、または、認定有効期間を廃止したうえで認定区分の見直しが必要な場合に区分変更申請を行うこととするなど、制度の見直しを行うこと。

7. 介護報酬等について

(1) 平成27年度以降の次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保、サービスの質の向上などを行うため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

(2) 国の官公庁が存在しない地域についても、事業所の健全な運営と質の高い安定したサービスの提供や必要な人材の確保のため、地域の実情を踏まえ、介護報酬の地域区分の見直しを行うこと。

8. 東日本大震災関係について

(1) 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。

(2) 被災者の生活再建を支援する介護保険の利用者負担等の減免措置について、国の責任において全額財政措置を講じるとともに、平成24年10月以降の都市自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。

(3) 災害危険区域における移転促進区域内の土地等の譲渡に伴う所得があった第1号被保険者の介護保険料を減免した場合、その減免額について、平成25年度分から財政措置を講じること。

9. その他

- (1) 保険者が回収できなかった介護給付費の不正請求等の収入未済額について、被保険者が負担する仕組みを改め、国の責任において適切な予算措置を講じること。
- (2) 施設入所者の補足給付に係る資産要件の検討に当たっては、都市自治体に過重な事務負担とならないよう配慮すること。
また、所得の把握に当たっては、より負担の公平性を確保する観点からの検討を行うこと。
- (3) 救護施設等の福祉施設について、「住所地特例」の対象とすること。
- (4) 介護支援専門員の業務の公正性・中立性確保の観点から、専門員が所属する居宅介護支援事業所について検討を行うこと。
- (5) 介護療養病床の転換については、保険料及び都市自治体の財政負担が増大しないよう配慮するとともに、都市自治体等の意見を十分尊重すること。
- (6) 住宅改修費の助成限度額について、地域の特性に応じた設定とすること。
- (7) 認知症研修体制を制度上に明確に位置付け、従事者の対応能力の向上を図ること。
また、若年性認知症について、総合的に支援できる相談員の養成・研修を制度上に明確に位置付けること。
- (8) 介護保険被保険者証と負担限度額認定証の一本化等、事務負担の軽減を図ること。

国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

(1) 国保の財政上の構造問題を解消するため、消費税引上げによる保険者への財政支援の拡充 1,700 億円を早急かつ確実に実施すること。

また、更なる公費投入により財政基盤強化を図るため、後期高齢者支援金への全面総報酬割を導入することにより生じる財源を国保の支援に優先的に活用すること。

(2) 国保基盤強化協議会等において十分かつ速やかに協議を行い、①国保の財政上の構造的な問題を解決する基盤強化の具体策を早急に明らかにするとともに、都道府県が保険者として国保の運営を担うことを基本として、都道府県と市町村の適切な役割分担を実現すること、②社会保障改革プログラム法の規定に基づき、平成 27 年通常国会に関係法律案を提出すること、③法の施行に当たっては、都市自治体と十分協議し、その意見を反映すること。

あわせて、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(3) 新たな制度への移行に際しては、被保険者や現場に混乱を招かないよう、十分な準備・広報期間の設定や速やかな情報提供を行うこと。

(4) 医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築するとともに、十分な準備・検証期間を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府

県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

- (2) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体が実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものである。それにもかかわらず、同事業を実施している市町村に対し療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることが、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を廃止すること。
- (3) 国保財政安定化支援事業について、医療給付費の増加に伴い総額を見直すとともに、算定額の全額を交付すること。
- (4) 高額医療費共同事業の国庫負担について、国の調整交付金の流用をやめ、別途、国庫負担等を確保し、国の財政調整交付金の財政調整機能を強化すること。
- (5) 保険財政共同安定化事業について、事業対象をすべての医療費に拡大する際には、抛出超過に転じる保険者に対し適切な財政措置を講じること。
- (6) 前期高齢者財政調整制度による被用者保険等からの交付金について、交付額精算が2年後とされている制度を見直し、各年度の医療費負担額に見合う額との乖離を解消すること。
- (7) 退職者医療制度の終了に伴って生じる国保保険者の財政負担について、支援策を講じること。
- (8) 制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等の都市自治体の負担増に配慮し、必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。
- (9) 度重なる制度改正等により、市町村の事務負担が増加していることから、事務の効率化を図ること。特に、資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。
- (10) 特定健康診査・特定保健指導について
 - ① 国保に義務付けられている特定健康診査・特定保健指導の受診率向上のため、都市自治体が独自に実施している取組みについて財政支援措置を講じること。

また、特定健康診査・特定保健指導における自己負担額に係る医療費控除の対象を拡充すること。
 - ② 特定健康診査等の充実等を図るため、検査項目や基準単価等について、実態に

即した見直しを行うこと。

③ 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

(11) 被保険者間の負担の公平を確保するため、連帯納税義務など実効ある保険料（税）徴収対策を講じること。

(12) 医療費適正化を推進するため、実効ある対策を推進すること。

(13) 矯正施設に収容中の国保被保険者について、被保険者の適用除外の対象とすること。

3. 後期高齢者医療制度について

(1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

また、見直しの検討に当たっては、被保険者や市町村に新たな負担が生じることのないよう、国の責任において万全の対策を講じるとともに、システム改修経費等に対し、十分な財政措置を講じること。

(2) 保険料軽減措置の検討に当たっては、被保険者の負担感に十分配慮すること。

また、被保険者や現場に混乱を招かないよう、十分な準備・広報期間を設定するとともに、十分な財政措置を講じること。

(3) 健康診査の充実を図るため、検査項目について見直しを行うこと。

4. 東日本大震災関係について

(1) 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。

(2) 被災者の生活再建を支援する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成24年10月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。

(3) 国民健康保険の所得割保険料（税）について、所得を基礎とする算定方式（旧ただし書き方式）による場合、雑損失の繰越控除は非適用と定められているが、個人住民税と同様の総所得金額等をもとに算出するよう遡って見直しを図ること。また、その際には、国民健康保険に被災者が多く加入する自治体が、雑損失の繰越控除を適用することによって生じる保険料（税）収入の減少に対して財政支援措置を講じること。

少子化対策に関する提言

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 子ども・子育て支援新制度について

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。
また、新制度の本格施行に向け、引き続き都市自治体と丁寧な協議を行い、その意見を十分反映すること。
- (2) 利用者、事業者及び都市自治体子ども・子育て支援新制度に円滑に移行できるよう、利用者等に対する周知と都市自治体への速やかな情報提供に努めること。あわせて、移行に伴う都市自治体の事務負担の軽減を図るとともに、事務的経費等について必要な財政措置を講じること。
- (3) 公定価格について、すべての施設の安定的運営を図るとともに、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。
- (4) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、一層の支援措置を講じること。
- (5) 総合的な子育て支援施策の推進に当たっては、国の所管を一本化すること。
- (6) 保育士の処遇改善を図るため、公定価格における処遇改善等加算について、現行の民間施設給与等改善費と保育士処遇改善臨時特例事業等を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
- (7) 幼保連携型認定こども園への移行を促進するため、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行に伴う都市自治体の事務負担の軽減を図ること。

2. 未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図るとともに、技術的・人的支援を講じること。

また、地域少子化対策強化交付金について、地域の実態を十分に踏まえ、対象事業

の拡充を図るとともに、財政措置を講じること。

3. 安心こども基金について、子ども・子育て支援新制度施行後も必要な財源を確保したうえで継続するとともに、当該基金の対象事業の拡充を図ること。

4. 児童手当等について

(1) 児童手当について、支給に係る都市自治体の負担軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 児童手当からの特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。

(3) 児童手当の資格認定の在り方について、見直しも含めて検討すること。

(4) 児童手当の財源について、都市自治体が地域の実情に応じて活用できるよう検討すること。

5. 保育対策について

(1) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。

(2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営費等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、病児・病後児保育等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

(3) 保育所等における食物アレルギー事故防止や感染症等への対応に向けた都市自治体の取組みに対し、財政措置を講じること。

(4) 保護者負担の公平性等を確保するため、口頭や文書による徴収事務を認可私立保育所へ委託できるよう児童福祉法等の改正を図ること。

(5) 公設民営の保育所について、保育士の処遇改善を図るとともに、私立保育所と同様の財政措置を講じること。

(6) 幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。

6. 放課後児童対策等について

(1) 「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子ども教室推進事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。

(2) 「放課後児童健全育成事業」について、対象年齢の拡大を踏まえ、財政措置の拡充を図ること。

また、放課後児童支援員数や補助基準における開設日数・児童数・障害児受入促進事業等について、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、放課後児童対策の更なる充実を図ること。

(3) 民間児童館等について、地域の実情に応じた運営が可能となるよう、十分な財政措置を講じること。

7. ひとり親家庭への支援施策について

(1) 児童扶養手当について、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

また、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業について、十分な財政措置を講じるとともに、制度の拡充を図ること。

(3) ひとり親家庭に対する就業支援として、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援の充実を図ること。

(4) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

(5) 婚姻歴のない未婚の母子家庭の母及び未婚の父子家庭の父に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。

また、母子家庭と父子家庭が同様の取扱いとなるよう、見直しを行うこと。

8. 児童虐待防止対策について

(1) 児童家庭相談援助について、地域の実情に応じ、専門職等の人材配置を充実させ、機能の拡大・強化を図ることにより、児童虐待等に適切に対応するため、財政措置の拡充を行うなど、必要な措置を講じること。

(2) 家庭的養護の推進のため、児童養護施設等の設備運営基準等について適切な見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。

(3) 居住実態が把握できない児童について、自治体間で情報共有が可能となるよう、全国的な仕組みを構築すること。

9. 既にほとんどの自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度は、我が国の人口減少社会への対策として本来国が行うべきものであることを踏まえ、国

の責任において制度化すること。

10. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。
11. 食物アレルギー事故防止のため、食事療法のガイドラインを作成するとともに、妊婦健康診査時における適切な指導・相談の仕組みを構築すること。
12. 特別養子縁組を成立させるための監護期間において、養親となる者が育児休業を取得できるよう、必要な法整備を行うこと。
13. 東日本大震災関係について
津波浸水区域外への保育所の移転を早急に進めるため、特定被災区域における安心こども基金による保育所等の複合化・多機能化推進事業を継続すること。

保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度等について

(1) 生活保護制度については、受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況に対処し、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

また、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、今後も都市自治体と協議し、その意見を制度に反映すること。

(2) 生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響が市民生活に及ぶことがないよう必要な措置を講じること。

(3) 生活困窮者自立支援制度を円滑に運営するためには、相当の財源とマンパワーを要することや、関係機関の機能と役割の整理が必要であること等から、都市自治体をはじめ、現場を担う社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等の関係者と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映すること。

また、持続可能な制度となるよう、国の責任において、人材の育成や法人等の参入を促進するための措置を行うとともに、十分な財政支援を講じること。

さらに、事業実施後の検証を行うに当たっては、都市自治体等から広く意見を聞き、制度に反映させること。

(4) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

(5) セーフティネット支援対策等事業について、十分な財源を確保すること。

(6) 級地区分について、地域の実情に即したものにすること。

(7) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動

車の保有条件を緩和すること。

(8) 入学準備金について、実態に即したものとすること。

(9) 借家において単身の生活保護受給者が死亡した場合の家財処分費等について、財政支援措置を講じること。

(10) 生活保護費の障害者加算の認定に当たって、精神障害者については、国民年金保険料の納付者と未納者で不均衡が生じないように制度を改めること。

(11) 介護保険法における住所地特例の対象となった生活保護受給者について、入所前の住所地の福祉事務所を管轄する自治体が、継続して各種扶助費支給等の生活保護に係る実施責任を担うようにすること。

2. 民生委員の担い手の確保と活動しやすい環境づくりのため、その役割や位置付けを明確にし、処遇改善を図るべく、関係法令の見直しを行うこと。

また、改選時期を地域の実情に合わせ柔軟に設定できるようにすること。

3. 一人暮らし高齢者等の孤立死等を防止するため、個人情報の取扱いや立ち入り調査の要件緩和に係るガイドラインを作成するなど、必要な措置を講じること。

4. 都市自治体における子ども・若者計画の策定、子ども・若者支援地域協議会及び相談センターの設置・運営について、財政支援及び人的支援の措置を講じること。

5. 生計困難者が確実に調剤を受けられるよう、無料低額診療事業について見直すこと。

障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者総合支援法について

- (1) 障害者総合支援法に基づく制度の見直しの検討に当たっては、障害者の生活が保障された安定的な制度となるよう、関係者や都市自治体の意見を十分に反映すること。

また、制度を改正する際には、都市自治体、利用者及び事業者等が円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供等に十分配慮するとともに、システム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

- (2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、障害特性等を考慮した障害福祉サービスや相談支援体制の充実・見直し等を図ること。

- (3) 障害福祉サービス等の利用計画作成に係る相談支援事業について、その着実な推進のため、相談支援専門員の確保や指定特定相談支援事業所の増設等の体制整備に必要な支援措置を講じるとともに、地域の実情を踏まえ、準備期間の延長を図ること。

また、利用計画が作成されていない人について、引き続きサービスが利用できるよう配慮すること。

- (4) 事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め、必要な措置を講じること。

- (5) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。

- (6) 人工内耳について、補装具として位置付けるとともに、更新時においても健康保険を適用できるようにする等、利用者負担の軽減を図ること。

- (7) 障害福祉サービス事業所等への給付費について、倒産等により返還する資力がないことが明らかな場合、国等へ返還する仕組みを改め、減免等が可能となるよう見

直しを行うこと。

(8) 障害福祉サービスを利用していた障害者が 65 歳の年齢に達し、介護保険制度に移した場合、過大な自己負担が生じないように制度の見直しを図ること。

2. 精神障害者に係る公共交通運賃、有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等を関係機関へ要請すること。
3. 重度障害者への医療費助成について、十分な支援措置を講じること。
4. 福祉医療費補助の執行について、保険者が被保険者に柔道整復療養費の支給決定通知を行うよう、必要な措置を講じること。
5. 発達障害児等に係る相談・支援等について、人材確保や拠点施設等の体制整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
6. 医療的ケアが必要な児童に対して、保育所等の通所型の児童福祉施設において、医療保険による訪問看護の利用を可能とすること。
7. 障害者の地域での社会参加を保障するため、雇用の場の確保に取り組むこと。
8. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。
9. 日常生活自立支援事業について、専門員等の拡充に向け必要な財政措置を講じるとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、実施主体の拡大を図ること。
10. 「手話言語法（仮称）」を制定すること。

地域医療保健に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師確保対策について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

さらに、地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、弾力的な活用を図ること。

- (2) 医学部定員の更なる増員等により、医師の絶対数を確保すること。
- (3) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師等の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。

また、産科・小児科医の集約化・重点化に当たっては、拠点病院である公的病院に適切な配慮を行うこと。

- (4) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。

また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」等を拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。

さらに、都市自治体が実施する医学生修学貸与資金について、返還義務免除時は非課税扱いとすること。

- (5) 看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地元への定着等を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。
- (6) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を拡充すること。

(7) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療が維持・確保できるよう当該研修制度の改善を図ること。

また、魅力ある研修体制へ向けて努力している地方病院について、適切な財政支援を行うこと。

(8) 医師に一定期間の地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組みについて検討すること。

2. 自治体病院等について

(1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、自治体病院を開設する都市自治体に対する地方交付税措置、公立病院特例債の元金償還に対する財政措置及び補償金免除繰上償還制度を拡充すること。

さらに、平成 27 年度以降も医療施設耐震化基金を継続する等、耐震化に係る財政措置の充実を図ること。

(2) 消費税率引上げに伴い病院事業の負担が増大することから、十分な支援策を講じること。

(3) 地域医療の確保に支障が生じることのないよう、公立病院改革ガイドラインを推進すること。

3. 救急医療について

小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

4. がん対策について

(1) 「がん対策推進基本計画」における受診率を達成できるよう、がん検診推進事業の対象範囲を拡大するなど、がん対策の一層の充実を図るとともに、都市自治体が実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じること。

(2) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。

その際、国の計画を明確にしたうえで、十分な啓発を行うとともに、地域の実態に応じて実施できる弾力的かつ恒久的な制度とすること。

また、事業主等の行うがん検診の受診状況を都市自治体が把握できる仕組みを設

けること。

5. 感染症対策について

- (1) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けることができるよう、制度の整備を図るとともに、国の責任において周知と十分な啓発を行うこと。

- (2) おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスについて、早期に定期接種として位置付けること。

また、法定接種化に当たっては、実施主体である都市自治体と協議するとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

- (3) ワクチンの安定供給対策を講じるとともに、国の責任において、価格抑制のための取組みを行うこと。

また、ワクチン価格や問診料等の接種費用について、国の責任において、全国統一的な委託単価標準の設定を行うこと。

さらに、混合ワクチンの開発・導入等により、被接種者等の負担軽減を図ること。

- (4) 風しんワクチンについて、国の責任においてワクチンの安定供給に努めるとともに、十分な財政措置を講じること。

また、大流行や先天性風しん症候群を予防する対策を講じること。

- (5) 今後発生する恐れのある新型インフルエンザ等の感染症対策について、市町村の接種体制に格差が生じないように、未発生期から実効性のある体制を整備し、国民に対する的確な広報・啓発等の実施や都市自治体に対する正確かつ迅速な情報提供に努める等、万全の対策を講じること。

また、市町村が地域内の医療体制を整備するための経費等について、財政支援を行うこと。

- (6) 質の高い結核対策を確保するため、感染症指定医療機関に対する財政措置の充実を図ること。

- (7) 肝炎ウイルス検診を継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

- (8) 子宮頸がんワクチンについて、安全性と有効性を含めて十分に検証すること。

また、副反応諸症状への治療法を確立し、必要な生活支援を行うとともに、副反応リスクの少ないワクチンに改良すること。

- (9) 健康被害救済制度について、被害者の実情に即して補償を拡充すること。
6. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を生じないように、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。
また、既に実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。
7. 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大するとともに、一般不妊治療に対する助成についても検討し、必要な支援措置を講じること。
また、不育症について、治療方法確立のための研究体制等の充実を図るとともに、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。
さらに、不妊及び不育症の相談体制を更に充実すること。
8. 難治性疾患患者の苦痛と負担の軽減を図るため、対象疾患の拡大をはじめとする必要な支援策を推進すること。
9. 都市自治体が行う40歳未満の者に対する健康診査について、助成制度を創設すること。
また、都市自治体が健康増進に係る施策を総合的に実施できるよう、財政支援を講じること。
さらに、健康寿命について、市町村単位で数値を算出し、行政指標として活用することや同規模団体の相互比較が可能となるよう、算出方法の全国標準を示すこと。
10. 急性期医療を終えた患者について、安心して治療・療養ができる環境整備を図ること。
11. 骨髄バンク事業におけるドナーについて、登録や移植に係る助成等の環境整備を図ること。
12. 子どものむし歯予防に有用な集団フッ化物洗口について、財政措置を講じること。

国民年金に関する提言

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安心できる年金制度を構築するため、その在り方について国民的な議論を行ったうえで、適切な見直しを行うこと。
2. 受給資格を満たせない無年金者及び定住外国人無年金者に対し、国の責任において救済措置を講じること。
3. 国民年金に関する資格の取得及び喪失等に係る職権適用範囲を拡大し、被保険者の届出等を簡素化すること。
4. 年金給付関係事務について、年金請求書の受理等事務を年金事務所に統一し、窓口の一元化を図ること。

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げ等、財政措置の拡充等を図ること。
特に、石綿セメント管更新事業を復活させるとともに、老朽管更新事業及び重要給水施設配水管事業について、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、財政措置の拡充等を図ること。
2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図ること。また、地方交付税措置の拡充等を図ること。
3. 簡易水道等施設整備費の国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図るとともに、補助対象期間を延長すること。
4. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な地域雇用対策について

(1) 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、緊急雇用創出事業を継続・拡充するなど、雇用対策関連予算の充実を図ること。

また、当該事業における、「地域人づくり事業」の実施期間を延長するとともに、有効求人倍率の低い地域に対する十分な配慮や、新しい雇用対策の実施等を図ること。

(2) 若年者等を取り巻く雇用情勢が依然として厳しいことを踏まえ、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体が実施する雇用・就業対策について十分な財政支援を行うこと。

(3) 地域活力の向上を目指し、U J I ターンの促進を図ること。

2. 高齢者の就労機会の拡大を図ること。

また、シルバー人材センター事業に対する十分な財政措置を講じること。

3. 女性の就労機会の拡大を図ること。

4. 地域若者サポートステーションについて、委託期間を複数年度に改めること。

また、地域の実情を踏まえ、安定的な相談体制の充実強化を図るとともに、事業実施に係る費用について十分な財政措置を講じること。

5. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を緩和し、設置の恒久化を可能とすること。

6. 東日本大震災関係について

(1) 震災等緊急雇用対応事業について、財政措置を拡充すること。

また、雇用期間を延長するとともに、対象地域を拡大すること。

- (2) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の構築・拡充など、若者等の地元定着を図るための支援策を講じること。
- (3) 新たな企業誘致や雇用機会創出を図るため、震災関連人材育成支援奨励金の期間を延長すること。
- また、同奨励金と被災者雇用開発助成金について、支給要件緩和や支給額の増額など、支援内容の充実を図ること。
- さらに、県域を越えた雇用確保対策など、被災地域内の企業への就労を促すための新たな施策を講じること。
- (4) 被災地の労働力不足を解消するため、高齢者及び女性の雇用機会の拡充をはじめ、労働者受入れに向けた支援策の拡充や、建設、介護及び水産関係の労働力確保対策を講じること。
- (5) 避難者の安定した生活の実現に向け、ニーズに即した就労支援策を推進すること。

廃棄物・リサイクル対策に関する提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等について

ダイオキシン対策等を施した廃棄物焼却施設が老朽化するなど、多くの地域で耐用年数を大幅に超える廃棄物処理施設が多数あり、適切なタイミングで更新・改良を進める必要があることを踏まえ、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

(1) 循環型社会形成推進交付金について

- ① 都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。
- ② 廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に充実させること。
- ③ 災害廃棄物用ストックヤード、周辺環境施設、中継施設の整備事業、エネルギー回収型廃棄物処理施設及び最終処分場に係る用地費や敷地造成費を交付対象とするなど、都市自治体の実情に即したものとなるよう見直すこと。
- ④ 基幹的設備改良事業に係る二酸化炭素排出量の削減に関する要件を緩和すること。
- ⑤ 人口要件の見直しや特例地域の拡大など、交付対象地域人口に関する要件を緩和すること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

(3) 廃棄物処理施設の整備に係る地方債について、対象範囲を拡大すること。

2. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い方式」に改めること。
また、対象品目の更なる拡大を図ること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬費用、リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が負担する仕組みとすること。

3. 容器包装リサイクル制度について

(1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。

特に、都市自治体の収集運搬、選別保管に係る費用負担を軽減すること。

(2) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築すること。

(3) 廃プラスチック類等の再商品化対象範囲を拡大すること。

また、廃プラスチック類の再商品化手法について、都市自治体が柔軟に選択できる仕組みとすること。

4. 小型家電リサイクル制度に係る費用負担について、国の責任において確実に財源を確保するとともに、都市自治体に新たな財政負担が生じる場合については、国がその全額を負担すること。

5. 食品リサイクル制度における食品循環資源の再生利用の促進を図ること。

また、広域処理等に係る制度を拡充するとともに、国と都市自治体との連携強化策を講じること。

6. 廃棄物の焼却により発生する焼却灰等のリサイクル経費について、十分な財政措置を講じること。

7. 一般廃棄物の熔融スラグについて、有効利用が促進されるよう、必要な措置を講じること。

8. いわゆる「ごみ屋敷」について、都市自治体が適切に対処できるよう、関係法令の整備等、必要な支援策を講じること。

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化対策への対応について

- (1) 地球温暖化対策を着実に推進するため、温室効果ガス排出量の削減の方向性を示すとともに、その実現に向けた具体的方策を明らかにすること。
- (2) 国と地方自治体の役割について、財源を確保したうえで具体的に示すとともに、都市自治体の役割に応じた実効性のある支援策を講じること。

2. 微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染への対応について

- (1) 微小粒子状物質（PM2.5）について、実態把握のための監視測定体制を強化するとともに、都市自治体が行う測定や成分分析等に対する財政措置を講じること。
- (2) 現象解明を進めるとともに、濃度低減に向けた対策を講じること。
- (3) 精度の高いシミュレーションモデルを構築し、全国一律に周知・運用できる制度を整備すること。
- (4) 都市自治体が行う友好都市等との連携・協力の取組みに対し、支援措置を講じること。

3. 水洗化普及率の早期向上や合併処理浄化槽の普及促進等を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備事業に係る財政措置の拡充を図ること。

4. 低周波音問題について、低周波音に関する調査・研究を推進するとともに、健康被害との関係について「参照値」ではなく「基準値」を設定すること。

また、低周波音に係る最新情報を随時提供すること。

5. アスベストによる健康被害について、全面調査を実施し、その結果を公表するとともに、救済制度の拡充を図ること。

また、住民の健康管理のため、定期健診体制等を整備するとともに、必要なリスク情報を開示すること。

6. 地域における湖沼の環境保全について、国において対策を推進するとともに、都市自治体が行う事業に対し、更なる支援措置を講じること。
7. 都市自治体を実施する特定外来生物の防除事業等について、更なる支援措置を講じること。
8. 公衆浴場営業者の経営安定化のため、更なる支援措置を講じること。
9. 世界遺産登録に向けた地域の取組みに対し、更なる支援措置を講じること。

公立学校施設等の整備に関する提言

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設等の耐震化事業を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに財政措置の拡充を図ること。
特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。
2. 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。
また、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。
3. 学校 I C T 環境整備について、十分な財政措置を講じること。
また、校務支援システム整備等に対する財政措置を拡充すること。
4. 国有の学校用地については、無償譲渡または無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。
また、統廃合によって学校の用に供さなくなった用地については、無償または大幅に減額したうえで、都市自治体に譲渡すること。
5. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
6. 小中学校の統廃合や小中一貫教育の推進に伴う経費について、地域の実態を踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
7. 社会教育施設等の大規模改修について、財政措置を講じること。
8. 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、競技会場等のユニバーサルデザ

イン化を推進するための支援を拡充するとともに、「心のバリアフリー」の普及啓発を推進すること。

また、選手育成・強化のため、地域のスポーツ環境整備等に対する支援を拡充すること。

9. 東日本大震災関係について

公立学校施設の耐震化については、東日本大震災復興特別会計等による支援措置を継続するとともに、事業補助率を一律2/3とし、改修事業については補助単価を実施単価とするよう国庫補助制度の見直しを図ること。

また、繰越となる事業について、手続きを簡素化する等配慮すること。

義務教育施策等に関する提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
特に、少人数学級については、後退することなく、引き続きその推進を図ること。
- (2) 学校における安全・健康に係る危機管理の課題に対応するための養護教諭や教員の事務負担を軽減するための事務職員等の配置を改善するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (3) 日本語指導等を必要とする帰国・入国児童生徒が在籍する学校について、教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員の配置を充実させるため、財政措置の拡充を図ること。
- (4) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、学級担任の確保等、常勤教員の補充について十分配慮すること。
- (5) 学校図書館の充実を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (6) 拠点校指導員の配置の充実を図ること。
- (7) 非常勤講師の配置について、財政支援の拡充を図ること。
- (8) 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、地域の実態に

即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置を講じること。

- (9) 特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導を行うため、児童生徒支援教員等の加配の充実を図るとともに、適応指導教室への支援措置を講じること。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実させること。

- (10) 小・中学校におけるいじめ防止等のため、いじめ等に対応する支援員等の配置に対し、財政措置を講じること。

- (11) ICT教育の推進に向け、ICT支援員の配置に対する財政措置を講じること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。

- (2) 特別支援学級における児童生徒の定数の引下げを行うこと。

- (3) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。

- (4) 幼稚園において発達障害の症状の早期発見や発達障害の状況に応じ適切な支援を行うため、補助員等の雇用・配置に係る財政措置を講じること。

また、幼稚園に特別支援学級や通級指導教室の機能を持った療育体制を整備すること。

- (5) 高等学校における特別支援学級の設置について、関係法令の整備等を図ること。

4. 学校ネットパトロール事業に対し、財政措置等の支援策を講じること。

5. 学校及び教育委員会に対する各種報告や統計諸調査等を整理し、教職員等の負担軽減を図ること。

6. 小中一貫教育を推進するため、義務教育学校設置に係る法整備等を早期に行うこと。

また、「義務教育教諭」の養成と免許制度について早期に検討すること。

7. 小中学校の統廃合や小中一貫教育の推進に当たっては、人的支援の拡充や都市自治体の財政負担に対し、所要の支援措置を講じること。

8. スクールバス運行等による遠距離通学者に対する通学支援について、補助期間等の制限を緩和するなど、財政支援の拡充を図ること。
9. 学校給食費の未納問題に対処するべく、必要な法整備を行うこと。
10. 準要保護児童生徒就学援助費について、教育の機会均等の観点から、財政措置等を講じること。
11. 「放課後子ども教室推進事業」及び「放課後児童健全育成事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。
12. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。
また、現在、国において検討中の幼児教育無償化を実施するに当たっては、都市自治体の負担増とならないよう、全額国庫負担とすること。
13. 幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。
14. 新学習指導要領実施に伴う教師用教科書等の購入経費について、適切な財政措置を講じること。
15. 小中学校に公衆電話を継続的に設置できるよう、通信事業者に働きかけること。
16. 高等学校等就学支援金制度について、支給申請に係る手続きの簡素化を図ること。
17. 青少年教育の充実のため、国の責任において、国立青少年交流の家の存続を図ること。
18. 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、スポーツ指導者や選手の育成に係る支援体制の整備・拡充等を図ること。

また、治安対策について万全を期すること。

19. 地方文化の振興を図るため、文化財等の保存・活用・修理等について、財政措置の継続・拡充を図ること。

20. 東日本大震災関係について

震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図るとともに、養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図ること。

まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう、都市計画法、建築基準法等における権限を都市自治体に移譲すること。

2. 地域の実情に応じた土地利用等

(1) 農地転用許可及び農業振興地域の指定・変更等については、都市自治体に権限を移譲するとともに、地域の実情を踏まえ弾力的に運用すること。

(2) 地域の実情に応じたまちづくりを計画的に実施することができるよう、都市再生整備計画事業等については、十分な財源を確保するとともに、弾力的に運用すること。

また、都市・地域再生緊急促進事業について、平成 27 年度以降も継続するとともに、制度を拡充すること。

(3) 都市の防災機能を高めるため、防災集団移転促進事業等については、弾力的に運用すること。

3. 街路事業の促進

(1) 都市計画道路及び幹線街路等の整備を着実に推進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、地域特性を考慮した財政措置を講じること。

(2) 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業については、地域の実情を踏まえ、財政支援措置を講じるとともに、採択基準を緩和すること。

4. コンパクトシティの形成等、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、適切な財政措置を講じること。

また、中心市街地活性化基本計画の認定地域への確実な支援を行うとともに、地域商業の活性化に資する取組に対し支援措置を講じること。

5. 人口減、巨大災害の切迫等、国土を取り巻く状況の変化を見据え、国土形成計画を

見直すとともに、その際、本社機能等の地方への移転促進に向けた検討を行うこと。

6. 不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。

また、山砂利等の採取跡地の修復整備及び環境改善を図るため、自治体が良質な建設発生土を確保できるよう、適切な措置を講じること。

7. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理について、財政措置を講じること。

8. 東日本大震災関係

(1) 防災集団移転促進事業における全ての土地の買取りや土地購入後の活用等について、弾力的に運用するとともに、必要な財政措置を講じること。

(2) 組合施行の土地区画整理事業について、地価下落分や土地取引の減少分に対応した補助制度の創設など、事業の早期完了に向けた財政措置を講じること。

公共事業の充実に関する提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤の構築、地域経済の活性化を図るため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を十分確保するとともに、事業の迅速かつ円滑な実施に資する人材確保を含めた施工確保対策を講じること。
2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の社会資本整備や災害対策が計画的に進捗するよう、十分な予算を確保すること。
また、両交付金制度の運用に当たっては、採択基準の要件緩和、事務の簡素化など都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。
3. 公共施設の老朽化対策
 - (1) 公共施設の老朽化対策については、防災・安全交付金により集中的に支援するなど十分な財政措置を講じるとともに、人材育成や技術支援を充実すること。
また、機能の集約化・複合化による公共施設の更新（再生）を実施する際には、府省の規制に捉われない施設整備計画を認めること。
 - (2) 公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、都市自治体の実情を踏まえ、財政措置及び技術的支援を充実すること。
4. 公契約において、適正な労働条件や品質が確保されるよう、実勢価格を反映した公共工事設計労務単価を設定するなど必要な措置を講じること。その際、都市自治体の過重な負担とならないよう配慮すること。
5. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ、農地の納税猶予制度の拡充など税制上の優遇措置を拡充すること。
6. 東日本大震災関係
社会資本整備総合交付金（復興枠）については、平成 27 年度以降も継続すること。

都市公園等に関する提言

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園の整備及び安全管理を強化するための維持管理等を着実に推進するため、都市公園整備事業に対し、十分な財政措置を講じること。

また、都市公園整備事業に係る社会資本整備総合交付金については、適切な財政措置を講じるとともに、公園施設長寿命化対策支援事業の採択要件を緩和すること。

2. 緑地等保全のための支援制度の充実

- (1) 地方公共団体による緑地等の用地取得、保全に対する財政措置を充実すること。
- (2) 都市における私有地等の緑地保全を図るため、保存樹林地等に対する相続税納税猶予制度等、土地所有者の負担軽減制度の見直しを行うこと。

治水事業等の推進に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 気候変動等で多発している大規模水害及び局地的大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、危機管理体制を充実強化するとともに、治水設備の整備・改修や排水設備の充実強化、堆積土砂及び葦の除去など災害の未然防止に向けた抜本的な対策を検討し、所要の財政措置を講じること。

また、河川の上流から下流までの総合的な治水対策事業が着実に推進できるよう、財政措置を拡充すること。

2. 地域特有の自然・歴史・文化等を活用した交流拠点の創出など、水辺環境を有効利用した整備を促進すること。

3. 局地的な豪雨などの気象情報を、より詳細に予測・観測できるシステムの整備を促進すること。

4. 土砂災害対策の推進

- (1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させ、都市自治体を実施する避難所等の防災体制の整備に必要な財政措置を講じるとともに、避難勧告の発令等に必要な情報伝達体制を整備すること。

また、土砂災害特別警戒区域内に住宅を有する者に対し、地域の実情を踏まえ、弾力的な支援策を講じること。

- (2) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、急傾斜地崩落危険個所の再調査等、早期に防災対策を実施するとともに、所要の財政措置を講じること。

5. 特定多目的ダムの建設に要する費用の負担については、基本計画の変更により当初の予定額と比べ負担増となることのないよう、負担限度額設定等の措置を講じること。

また、供用開始後において、国有資産等所在市町村交付金法の規定により受益市町村に発生する特別な納付金について軽減すること。

6. ダム事業のあり方については、各地域の実情等を勘案し、地域住民にとって安心・安全が確保されるよう十分な治水対策を講じるとともに、環境整備に必要な支援を行うこと。

また、既存ダムの改修等について、所要の財政措置を講じること。

7. 都道府県の収入となっている流水占有料等については、河川流域都市の置かれている状況を踏まえ、法改正等により当該都市自治体にも財源配分が可能となるよう制度を見直すこと。

8. 水防団が地域の防災組織として活動できるよう、専任水防団活動の公務範囲を拡大し、法的に位置づけること。

下水道に関する提言

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するとともに、防災・安全対策等、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道事業の計画的な普及拡大及び整備促進を図るとともに、老朽化する下水道施設の耐震化や改築・更新等を促進するなど、下水道運営に支障が生じないように、必要な財政措置等を講じること。
2. 市町村の合併の特例等に関する法律の特例措置後の流域下水道事業について、都道府県による施設管理の継続や特例期間の延伸など地域の実情に応じた制度改正を行うとともに、必要な財政措置を講じること。
3. 下水道の整備促進や都市自治体が担う財政負担の軽減のため、下水道事業債の償還期間の延長を行うこと。
また、借換債制度等の適用要件を緩和すること。
4. 私道への公共下水道の敷設の円滑化が図られるよう、必要な方策を検討すること。

道路整備財源の確保等に関する提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源を充実強化すること。

併せて、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. 有機的な道路ネットワーク整備のための財源確保について

(1) 高速自動車国道、一般国道、地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークを形成するとともに、その整備に当たっては、大規模災害時における代替性の確保や広域的な医療サービスの提供等、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで、早期完成を図ること。

(2) スマートインターチェンジの整備を促進すること。

(3) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広域連携道路などの整備を促進すること。

3. 道路・橋梁等の老朽化対策について、防災・安全交付金により集中的に支援するなど十分な財政措置を講じるとともに、人材育成や技術支援を充実すること。

特に、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく道路の維持又は修繕については、地域の実情を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

4. 国道の道路景観の向上や安全確保のため、巡回・清掃・除雪等の作業を適切に実施するとともに、必要な予算を確保すること。

5. 狭あい道路整備等促進事業については、事業を継続するとともに、適切な財政措置を講じること。

6. 道路の防災性の向上や安全で快適な通行空間を確保するため、無電柱化及び踏切道の歩行者対策を推進すること。

7. 東日本大震災関係

(1) 平成 24 年度に廃止された地方特定道路整備事業の代替措置を講じること。

(2) 被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網を事業完了までの財源を確保した上で、早期に整備すること。

雪寒地帯の振興に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 積雪時の除排雪等に係る支援制度の推進

- (1) 雪寒地帯における市町村道の除排雪及び豪雪被害に対し、安定的な財政措置を講じること。

また、降雪が年度末まで続き、除雪費の精算が年度を越えることがあるため、社会資本整備総合交付金を弾力的に運用すること。

- (2) 豪雪地帯の都市自治体を実施する高齢者等要援護者世帯の除排雪経費や屋根融雪システムの燃料代等に係る助成事業に対して、財政措置を講じること。

2. 平成 25 年度の大雪による被災農業者向け経営体育成事業について、今年度中の再建・修繕の完了が困難な農業者のため、複数年度に渡って継続すること。

住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 空き家等対策に係る法整備及び財政支援等

- (1) 住民の安全を守る観点等から、管理放棄された空き家等について、都市自治体が所有者に対し適正な管理を促すための措置や直接かつ容易な立入調査及び解体撤去等が行えるよう早期に法整備を図るとともに、必要な税財政上の措置を講じること。
- (2) 空き家等の有効利用を促進するための支援制度を推進すること。

2. 民間賃貸住宅の空き部屋を有効活用するため、低所得者が公営住宅の代替として公営住宅の基準を満たす民間賃貸住宅に入居した場合の支援策を講じること。

3. 市街化調整区域の既存集落における地域コミュニティの維持及び活性化を図るため、住宅建築等ができるよう制度を見直すとともに、都市部からの移住を促進するための財政支援措置を講じること。

4. 住宅及び建築物の耐震化に係る財政支援等

- (1) 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修工事に係る財政支援措置を拡充するとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業における住宅耐震改修の上乗せ補助について、平成 27 年度以降も継続すること。
- (2) 建築物の耐震化を円滑に推進するため、耐震対策緊急促進事業の期限を延長すること。

また、改正耐震改修促進法の運用に当たっては、都市自治体や建築物の所有者の実情等を十分に踏まえ、耐震診断結果の公表時期の弾力化を図ること。

運輸・交通施策の推進に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線の早期開業等

(1) 整備新幹線の利便性の向上を図るとともに、建設財源を安定的に確保し、早期全線開業を目指すこと。

また、基本計画に定めている未整備区間の事業化実現に向けて取り組むこと。

(2) 沿線自治体の負担が軽減されるよう、整備新幹線の建設費及び新駅周辺地域の整備に対する財政措置を講じること。

また、新駅設置及び二次交通の充実等に対する適切な支援措置を講じること。

2. リニア中央新幹線開業に向けて、中間駅の周辺整備やアクセス道路の整備等が円滑に推進できるよう、財政支援措置を講じること。

3. 整備新幹線の並行在来線については、安定的な経営維持と利用者増加及び利便性向上のための施設整備等ができるよう、財政支援措置を拡充すること。

4. 都市鉄道の路線延長、利便性の向上及び関連施設整備促進に必要な財政支援措置を講じるとともに、都市鉄道利便増進事業における補助制度を拡充すること。

5. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けること。

また、自転車等駐車場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

6. 地方空港における就航便を確保するとともに、国際線の受入れ強化や空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進し、空港を活用した地域振興策を積極的に推進すること。

7. 地域経済の活性化や一般道路の交通渋滞解消等のため、地域の実情に配慮した有料道路の割引制度を導入すること。

8. バイオディーゼル燃料自動車を利用した車両について、燃料供給施設普及に対する財政支援措置及びバイオディーゼル燃料の利用促進に向けた支援策を講じること。

9. 自動車臨時運行許可について、不正利用に対する申請内容等の捜査が容易で、犯罪発生の抑止効果が期待できる警察の事務とすること。

10. 水上オートバイによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締まれるよう法体制を整備するとともに、操縦者への安全指導を徹底すること。

11. 放置船等に対する対策の強化

(1) 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則を強化すること。

(2) 小型船舶の登録制度について、船舶購入時における係留場所管理者の係船許可証明の添付や、船舶売却時における報告を義務付けるなど制度を強化するとともに、変更登録及び末梢登録等の申請時における船舶の状況確認を確実に行うこと。

また、登録内容について、都市自治体との情報共有を可能とする体制を構築すること。

(3) 漁船については、登録時における廃船処理に関する費用の預託や誓約書の提出を義務付けること。

12. 東日本大震災関係

鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を拡充するとともに、鉄道復旧に係るまちづくり事業について、財政支援措置を拡充すること。

生活交通の維持に関する提言

生活交通の確保及び地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通の総合的支援

- (1) 地域住民の日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保及び機能の強化、持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するため、地域の実情に応じた関連施策を充実させるとともに、必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 生活交通の利用環境を改善するため、鉄道駅等のバリアフリー化の推進について、十分な予算を確保するとともに、財政支援措置を講じること。

2. 厳しい経営状況にある地方鉄道に対し、健全な経営が行えるよう支援制度を拡充するとともに、安全対策について必要な財政支援を行うこと。

また、沿線都市自治体が行う地方鉄道に対する赤字補てん等について、財政措置を講じること。

3. 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線やコミュニティバス路線等が、安定的に維持できるよう、地域の実情に応じ、恒久的な財政支援措置を講じること。

また、地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の補助要件を緩和し、対象事業を拡大するなど、支援体制を拡充すること。

4. 島しょ部の生活交通として欠かせない離島航路等を維持・確保するため、施策の充実を図るとともに、積極的かつ恒久的な財政支援措置等を講じること。

5. 地域の実情にあった交通体系の構築を促進するため、LRTをはじめとする新しい交通システムの導入に向けた支援を充実強化すること。

6. 東日本大震災関係

東日本大震災に係る地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られ

るよう、地域の実情に応じ、鉄道事業者に対する支援措置を拡充すること。

また、鉄道復旧までの代替交通及び仮設住宅等からの公共交通を確保するため、必要な財政支援措置を講じること。

なお、地域公共交通確保維持改善事業については、被災市町村の指定を継続するとともに、幹線路線バスに対する特例措置を延長すること。

港湾・海岸の整備促進等に関する提言

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保すること。
また、その整備に当たっては、物流機能の確保、災害時の避難機能の確保及び海上輸送網の維持等、国土強靱化の取組を推進すること。
2. 国際戦略港湾において、ハブ機能の強化に向けたコンテナターミナル等のインフラ整備や貨物集約等の総合的な施策を集中的に実施することにより、国際競争力を強化すること。
3. 国民生活の安全・安心を守るため、沿岸警備・海上保安体制を強化すること。
4. 地域の活性化に寄与するクルーズ船の受入環境改善のため、既存施設を有効に活用しつつ、ハード・ソフト両面における取組を推進すること。
5. 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、被害を軽減するため、防潮（波）堤の整備、耐震化等をはじめハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進するとともに、必要な財政措置を講じること。
また、津波などの波浪の観測体制を強化すること。
6. 既存港湾施設や海岸保全施設の有効活用を図るため、港湾施設等の老朽化対策について、財政措置及び技術的支援を充実すること。
7. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、重要港湾及び地方港湾の物流機能の強化を進め、総合的な施設整備を推進すること。

8. 養浜事業など海岸侵食事業を推進するため、必要な予算額を確保するとともに、海岸侵食対策に係る財政措置等を充実すること。
9. 港湾浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物、大規模災害発生時に生じる瓦礫等を適正に処理するための海面処分場を計画的に整備すること。
10. 港湾における物流機能を強化するため、臨港交通施設等の物流基盤施設の整備を推進すること。
11. 漂着・漂流ごみ対策
 - (1) 都市自治体が漂流・漂着ごみの処理に要した経費に対し、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物地域対策推進事業の補助対象事業の拡大など財政措置を拡充するとともに、海岸漂着物等に係る関係法令を整備すること。
 - (2) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での連携・協力を行い、責任の所在とモラルの徹底を取り決めること。
12. 東日本大震災関係
 - (1) 湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設の速やかな復旧整備を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等についても早期に整備すること。
 - (2) 国際物流ターミナルについては、大型船に対応した大水深の耐震強化岸壁を早期に整備するとともに、港湾の背後へ再生可能エネルギーを核とした産業集積など、港湾機能を拡大すること。

観光に関する提言

観光は関連する産業の裾野が広く、地域経済への波及効果の大きい分野であることから、地域の観光産業の振興を図るため、国は次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 観光案内標識等の設置や観光客の受入りに係る環境整備など、都市自治体等が行う観光振興施策に対して、総合的な財政支援措置を講じるとともに、魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。
2. 外国人観光客の誘致を促進するため、外国人が安心・快適に旅行できる環境整備を支援すること。
また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の受入れ強化など、外国人観光客の受入れ体制を強化すること。
3. ジオパークの推進については、支援体制を整備するとともに、必要な財政措置を講じること。

農業の振興に関する提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経済連携協定等に係る適切な対応

- (1) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は、国民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、国民に対し、交渉内容に関する徹底した情報開示と明確な説明を行い、国民的議論を尽くすとともに、国益を守り、我が国の繁栄につながるよう交渉を進めること。

また、TPP協定により打撃を受けることが懸念される国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要品目を関税撤廃の対象から除外するとともに、食料安全保障の確保、食品の安全・安心の確保、国民皆保険制度の維持をはじめ、医療・社会福祉、政府調達等の各分野への懸念が現実のものとならないよう万全の体制で臨むこと。

併せて、農林水産業の競争力強化に向けた取組を着実に実行するとともに、今後の施策を早期に明らかにし、食料自給率の向上に資する農林水産関連施策の一層の充実並びに持続可能な力強い農林水産業を確立すること。

- (2) 経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）交渉等においては、国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。
- (3) WTO農業交渉に当たっては、従来の「多様な農業の共存」を基本理念として、非貿易的関心事項への配慮など日本提案の実現を目指し、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

2. 新たな農業政策の推進

- (1) 我が国の農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、地域の実情を踏まえ、総合的かつ具体的な対策を早急に講じること。

また、新たな施策の実施に当たっては、十分な周知・移行期間を設けること。

- (2) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとともに

に、充実強化すること。

- (3) 新たな米政策を進めるに当たっては、きめ細かい説明と十分な経過措置を講じ、米の価格安定を図ること。

また、非主食用米の生産拡大に対する支援措置を充実強化すること。

- (4) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう更なる充実強化を図ること。
- (5) 農地中間管理機構からの業務委託については、都市自治体への新たな経費や事務負担が生じることのないよう財政措置を講じること。

また、機構集積協力金の特別単価期限を延長するなど制度の充実を図ること。

- (6) 農協改革については、農業・農村の振興に資するよう、関係者の意見を聴きながら検討すること。

3. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。

また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、農業経営基盤強化準備金制度の適用期間を延長すること。

- (2) 農業用機械や施設の整備、更新及び長寿命化に係る財政支援措置を講じること。

4. 持続可能な力強い農業を育てるため、農業の6次産業化を促進するための財政支援措置を拡充すること。

5. 農業農村整備事業の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備や保全管理を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、必要な予算を確保すること。

- (2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災・減災対策を充実強化し、一層の財政措置を講じること。

- (3) 被災した農地・農業用施設等を適切かつ速やかに復旧するため、実情に応じた激甚災害指定基準の設定を行うとともに、財政支援措置を拡充すること。

また、農地の災害復旧事業について、離島における復旧限度額の引上げ等を行うこと。

6. 耕作放棄地の解消や棚田の維持管理など、中山間地域に対する財政支援措置を充実強化すること。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化を図るための諸施策の推進及び財政支援措置を充実強化すること。

なお、世界重要農業遺産への財政支援措置を充実強化すること。

7. 鳥獣被害防止対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、鳥獣被害防止総合対策及び鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を継続的な制度とし、更なる充実強化を図ること。

(2) 野生鳥獣による被害が一層深刻な状況にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、広域的な個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。

(3) 猟銃の所持許可手続に係る狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため、射撃場を確保すること。

8. 畜産・酪農経営安定対策等の充実強化

(1) 畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用の推進やセーフティネット機能の充実など、更なる経営安定対策を講じること。

(2) 畜産防疫を強化するとともに、関係者の負担軽減措置等を講じること。

9. 食の安全・安心に関する国民の信頼を確保するため、食品安全対策を強化すること。

10. 米の消費拡大策に積極的に取り組むなど、食料自給率・自給力向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

11. 農業経営の安定と食料・農業・農村施策の総合的な推進を図るため、燃油価格高騰対策を充実強化すること。

併せて、農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置並びに農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例措置等を恒久化するなど、農林漁業者の負担軽減措置を拡充すること。

12. 国産農産物の価格安定対策

(1) 地域特産物の生産について、経営安定、生産基盤強化、消費拡大等の総合的な振興策及び財政支援を充実強化すること。

また、農作物等の病虫害対策を強力に推進するとともに、我が国の多様な気候風土に対応した新品種・新技術の研究開発及び技術指導者等の育成支援を充実強化すること。

(2) 自然災害に対するセーフティネット措置として、農業経営を側面から支える農業災害補償制度の共済掛金国庫負担割合を堅持するとともに、共済対象品目を拡充するなど価格安定対策の更なる充実強化を図ること。

(3) 施設や設備の老朽化が著しい公設地方卸売市場の修繕・整備に必要な財政支援措置を講じること。

13. 都市農業の振興と都市農地の保全のため、「都市農業振興基本法（仮称）」の早急な制定をはじめ、現行の都市農地制度等の改善など、必要な措置を講じること。

14. 再生可能エネルギー利活用の推進・普及を図るため、農地を柔軟に利用できるようにするとともに、財政支援措置を拡充すること。

また、農業農村整備事業による小水力発電の売電収入の用途要件を拡大すること。

15. 農業産出額のデータについては、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう、市町村別データも公表すること。

16. 東日本大震災関係

(1) 東日本大震災被災地域において、復旧・復興対策が確実に実施されるよう必要な予算を確保するとともに、地域農業の再生や経営再開に向けた取組をより一層支援すること。

(2) 被災した農業集落排水施設の撤去費用や滅失した施設に対する財政支援制度を創設すること。

林業の振興に関する提言

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能を確保するため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政支援措置を講じるとともに、迅速な支援が行えるよう事務を効率化すること。

また、森林整備加速化・林業再生基金事業を平成 27 年度以降も継続すること。

さらに、3 年間に限定されている森林・山村多面的機能発揮対策事業の実施期間を延長すること。

2. 森林整備のための担い手の確保、育成事業の一層の推進を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、私有林の整備については、森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

3. 森林の保全や災害防止に当たっては、必要な財源を確保し、境界の明確化、間伐、路網整備、竹林整備及び治山事業等を促進するとともに、森林再生に向けた財政措置を拡充すること。

特に、間伐材の搬出が困難な地域については、伐捨間伐も補助対象とすること。

4. 病虫害防除対策を促進するとともに、環境に優しい防除方法を確立すること。

5. 国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する助成など、財政支援措置を拡充するとともに、木材価格の低迷に対応した支援制度を創設すること。

また、再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充すること。

6. 「水循環基本計画」の策定において、水源の保全強化、外国資本等による森林買収・大規模伐採について、適正な規制が図られるよう推進すること。

水産業の振興に関する提言

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水産業の再生を図るため、地域の実情に応じた水産業の経営安定・体質強化対策、水産物の加工・流通・消費対策、漁港の多面的利用の促進及び水産資源の回復・管理対策を一層強化すること。
また、漁港施設の老朽化対策及び防災・減災対策をはじめとする水産基盤整備を充実強化するとともに、十分な予算を確保すること。
2. 漁業管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による水産資源管理を一層強化すること。
また、漁業調整の円滑化を図るため、漁業者間の協議の場を設定するなど、相互理解を促進すること。
さらに、関係各国との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた国際的な水産資源保護対策を早急に講じるとともに、水産物の輸入割当制度を含む輸入に関する措置を適切に運用すること。
3. 地球温暖化によると思われる水揚げ魚種の変化をはじめ、北海道、東北太平洋沿岸における秋サケ資源の回帰率の低下と魚体の小型化等が深刻化していることから、その問題解決に向けた取組を強力的に推進すること。
4. 水産業の経営安定や水産施策の総合的な推進を図るため、漁業経営セーフティネット構築事業における積立金の国庫負担金の引上げを行うなど、燃油価格高騰対策を充実強化すること。
5. 新規漁業就業者の育成を強力的に推進するとともに、担い手の確保・育成に必要な財政支援の一層の拡充を図ること。

6. 離島地域における漁業者の所得向上及び漁場の生産力の向上等を図るため、離島漁業再生支援交付金事業による支援を継続すること。
7. トドやアザラシ等の海獣により増大する漁業被害について、漁網の破損や漁獲物の食害に対する経費補填等、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。
8. 海外における市場動向等の情報収集を行うとともに、水産関係団体等と連携して我が国の食文化やフグ等の調理法等の情報提供を促進し、水産物の海外市場を拡大すること。

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 強い経済を取り戻すため、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を確実なものとし、需要の継続的拡大、新たな雇用の創出、投資の拡大、新規事業の展開などのチャレンジを促し、経済成長の更なる推進を図ること。

また、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援措置の充実を図るとともに、都市自治体等が独自に実施する地域経済の振興策について財政支援措置を講じること。

2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援

- (1) 厳しい景況下にある中小企業者・小規模事業者等を支援するため、セーフティネット保証制度の認定基準の緩和や小口零細企業保証制度の維持・拡大など、金融支援制度を充実すること。

また、企業の能力や地域資源を活用した取組に対する支援及び税制上の優遇措置を拡大すること。

なお、消費税増税の際には、景気対策等、中小企業・小規模事業者等への影響を考慮した支援を行うこと。

- (2) 伝統工芸品産業等の中小企業・小規模事業者等については、技術継承や後継者育成などの推進を図るとともに、将来に渡り事業を維持・発展させることができるよう、人的支援を含む総合的な財政支援措置を講じること。

3. 国内産業の流出防止、生産拠点の分散促進による地域経済の活性化や災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成・再整備、企業誘致に対する支援体制の構築や財政支援措置を講じること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

4. 再生可能エネルギー等の開発及び導入の促進

- (1) 電力会社による再生可能エネルギーの受け入れ中断については、早期解決に必要な対策を講じること。
また、固定価格買取制度の運用については、都市自治体等に配慮した体制を整備すること。
 - (2) 再生可能エネルギー等の導入については、導入促進に必要な施策を充実するとともに、補助制度の拡充等、総合的な財政支援措置を講じること。
 - (3) 住宅用太陽光発電システム等、発電システムの導入に対する支援策を講じること。
 - (4) 公共施設等への再生可能エネルギーの導入を促進するため、関係法令等における規制緩和を行うこと。
 - (5) 新たなエネルギー資源として注目されている、メタンハイドレートの実用化を強力に推進すること。
5. 災害時においてもエネルギーを安定供給するために、必要な体制を整備するとともに、財政支援措置を講じること。
 6. 石油化学コンビナートの競争力の強化及び災害時における安全性の確保を図るため、必要な財政支援措置を講じること。
 7. 電源立地地域対策交付金等については、対象施設や地域の拡充を図るなど、弾力的に活用できるよう、制度の改善を行うこと。
なお、水力発電施設周辺地域交付金相当分は、交付限度額等の拡充、事務手続きの簡素化及び制度の恒久化を図ること。
 8. PPP／PFI事業の推進を図るとともに、必要な施策と財政支援措置を講じること。
 9. 軽油引取税に係る課税免除措置については、引き続き延長すること。
 10. 半島振興法については、法期限を延長するとともに、支援措置を拡充すること。
 11. 自転車競技法、小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須条件とするよう法改正すること。

12. 亜炭廃坑に起因する鉱害については、地域住民の安全な暮らしを確保し、将来の不安を解消するため、危険個所の調査や地盤強化等による陥没の予防など抜本的な対策を講じること。

13. 東日本大震災関係

(1) 被災地域の賑わいを取り戻し、地域の再活性化を図るため、復興に向け都市自治体が独自に実施する取組について必要な財政措置を講じること。

(2) 被災地域の経済の活性化を図るため、復興交付金を活用した産業用地の整備等については要件を緩和するなど、支援策を拡充すること。

また、復興特区支援利子補給金の対象業種の拡充等の要件緩和や、産学連携による取組を継続して支援するなど、被災地域の産業の復興・再生に必要な施策を充実すること。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の導入支援制度の対象地域を特定被災区域の周辺地域にも拡大すること。

地方消費者行政の推進に関する提言

消費者行政の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方における消費者行政の強化・推進を図るため、消費生活相談を担う人材の育成、消費者被害未然防止の取組などに対する必要な財政措置を拡充すること。

また、「地方消費者行政活性化事業」の活用期間を延長すること。

2. 食に対する一層の安全・安心の向上を図るため、遺伝子組み換え食品の表示義務を拡大すること。

また、海苔加工品に対する消費者の食品選択を容易にするため、原料原産地表示が明確になるような制度を創設すること。